

当組合の自己資本の充実の状況等

1.自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様による(普通)出資金にて調達しております。

- ①発行主体：熊谷商工信用組合
- ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,803百万円
- ③配当率：年2.0%

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。以上、一連の信用リスク管理の状況については、常勤役員会の中にある貸出案件審査会やリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤役員会や理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。尚、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。
株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付として認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。

ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める基準書や手続書等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。

この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

尚、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当がありません。

6.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

当組合は、証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

7.オペレーショナル・リスクに関する項目

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。リスクの計測に関しましては、当面は、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備してまいります。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による常勤役員会、理事会等に報告する態勢を整備しております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当組合は、基礎的手法を採用しております。

8.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響をさしますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測を行い、リスク管理委員会で検討協議をするとともに、必要に応じて経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

「ギャップ分析手法」・・・保有する資産・負債の満期を基準にして、満期が同一期間帯において資産・負債の額のギャップ(どちらがどれだけ上回っているか)を把握し、金利改定スケジュールによる金利シナリオを設定して、当期利益の変化を分析して、リスクを把握する手法

・計測対象

「資金運用・調達勘定」のうち金利感応度資産

・コア預金

対象：流動性預金

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

・シナリオ

上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化

・リスク計測の頻度

月次(前月末基準)

自己資本の充実の状況

(1) 自己資本の構成に関する事項

単位：千円

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	4,140,426	4,090,571
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,851,388	1,803,936
うち、利益剰余金の額	2,326,210	2,322,744
うち、外部流出予定額(△)	37,172	36,109
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	26,964	45,214
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	26,964	45,214
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,167,391	4,135,786
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	25,937	25,015
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	25,937	25,015
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	37,250	890
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	63,187	25,906
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	4,104,203	4,109,879
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	43,800,615	44,300,538
資産(オン・バランス)項目	43,800,615	44,300,538
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	—	—
CVARリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,208,362	2,217,823
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	46,008,977	46,518,361
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.92%	8.83%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	43,800	1,752	44,300	1,772
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	43,800	1,752	44,300	1,772
(i)ソブリン向け	110	4	1	0
(ii)金融機関向け	8,444	337	6,511	260
(iii)法人等向け	14,887	595	17,149	685
(iv)中小企業等・個人向け	11,147	445	11,536	461
(v)抵当権付住宅ローン	871	34	753	30
(vi)不動産取得等事業向け	19	0	105	4
(vii)三ヶ月以上延滞等	29	1	37	1
(viii)信用保証協会等保証付	1,644	65	555	22
(ix)出資等	1,992	79	2,587	103
出資等のエクスポージャー	1,992	79	2,587	103
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(x)他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	750	30	750	30
(xi)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	259	10	259	10
(xii)その他	3,645	145	4,051	162
②証券化エクスポージャー	—	—	0	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥オフ・バランス等取引項目	—	—	—	—
⑦CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑧中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	2,208	88	2,217	88
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	46,008	1,840	46,518	1,860

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)~(xi)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
 (オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% ÷8%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<業種別及び残存期間別>

単位：百万円

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高				三ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	6,991	7,281	5,087	5,069	1,903	2,212	—	—
農業、林業	85	88	85	88	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	9,973	10,165	9,572	9,665	400	500	7	7
電気、ガス、熱供給、水道業	1,460	2,149	22	214	1,437	1,935	—	—
情報通信業	777	786	54	64	723	721	—	—
運輸業、郵便業	6,752	6,798	4,744	4,280	2,007	2,518	—	—
卸売業、小売業	5,926	5,603	5,326	5,303	600	300	0	0
金融業、保険業	3,743	3,920	60	36	3,683	3,884	—	—
不動産業	5,003	5,260	1,807	2,130	3,196	3,129	63	63
物品賃貸業	28	26	28	26	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	281	304	281	304	—	—	—	—
宿泊業	3	3	3	3	—	—	3	3
飲食業	1,241	1,139	1,241	1,139	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	480	473	480	473	—	—	—	—
教育、学習支援業	473	643	473	643	—	—	—	—
医療、福祉	614	596	614	596	—	—	—	—
その他のサービス	3,412	3,401	3,412	3,401	—	—	—	—
その他の産業	5	288	5	288	—	—	—	—
国・地方公共団体等	5,637	4,520	692	573	4,944	3,946	—	—
個人	10,529	10,752	10,529	10,752	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	63,421	64,205	44,523	45,056	18,898	19,148	87	92
1年以下	6,321	4,748	2,521	3,848	3,799	900	—	—
1年超3年以下	4,230	3,456	3,029	2,855	1,201	600	—	—
3年超5年以下	4,295	4,044	3,895	3,620	400	424	—	—
5年超7年以下	6,277	5,769	5,879	5,269	398	500	—	—
7年超10年以下	15,102	15,808	12,793	12,501	2,308	3,307	—	—
10年超	26,372	29,638	15,682	16,322	10,689	13,315	—	—
期間の定めのないもの	822	738	722	638	100	100	—	—
残存期間別合計	63,421	64,205	44,523	45,056	18,898	19,148	87	92

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。当組合はデリバティブ取引に該当する取引はありません。
 2. 「三ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 ※当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

健全性への取り組み

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単位：百万円

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	25	1	-	-	26
	令和3年度	26	18	-	-	45
個別貸倒引当金	令和2年度	138	23	52	3	105
	令和3年度	105	29	0	26	109
合計	令和2年度	163	24	52	3	132
	令和3年度	132	48	0	26	154

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

単位：百万円

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	47	28	20	0	39	-	0	3	28	24	-	-
農業、林業	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	15	15	0	26	-	-	0	0	15	42	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-
卸売業・小売業	10	2	0	0	8	0	0	0	2	2	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	34	32	-	-	-	-	2	0	32	32	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	3	3	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-
飲食業	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	3	2	-	-	0	-	0	0	2	2	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	23	21	1	-	3	-	-	21	21	0	-	-
合計	138	105	23	29	52	0	3	26	105	109	-	-

(注) 1. 当組合は、国内の限定したエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円

告示で定めるリスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	4,879	1,840	5,031	10,513
10%	1,101	16,501	-	5,593
20%	2,776	36,247	3,179	30,457
35%	-	2,497	-	2,258
50%	9,469	30	10,303	83
75%	-	15,134	-	15,674
100%	3,423	12,282	3,530	14,208
150%	-	9	-	96
250%	300	76	300	70
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	21,950	84,619	22,344	78,958

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		362	341				
	①ソブリン向け	-	-				
	②金融機関向け	-	-				
	③法人等向け	48	48				
	④中小企業等・個人向け	269	265				
	⑤抵当権付住宅ローン	1	0				
	⑥不動産取得等事業向け	-	-				
	⑦三ヶ月以上延滞等	-	-				
	⑧出資等	-	-				
	出資等のエクスポージャー	-	-				
	重要な出資のエクスポージャー	-	-				
	⑨その他	43	26				

(注) 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

(7)出資等エクスポージャーに関する事項

イ.出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

単位：百万円

区分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		
						うち益	うち損	
上場株式等	令和2年度	-	-	1,958	1,957	0	74	73
	令和3年度	-	-	2,621	2,507	△114	44	159
非上場株式等	令和2年度	-	-	-	-	-	-	-
	令和3年度	-	-	-	-	-	-	-
合計	令和2年度	-	-	1,958	1,957	0	74	73
	令和3年度	-	-	2,621	2,507	△114	44	159

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の他、時価のない株式として7百万円、時価のない出資として全国信用協同組合連合会259百万円があります。

ロ.子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

当組合は、子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等に該当する取引はありません。

ハ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位：百万円

		売却額		償却
		売却益	売却損	
出資等エクスポージャー	令和2年度	1,897	161	-
	令和3年度	897	110	-

(8)リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当組合は、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当する取引はありません。

(9)金利リスクに関する事項

単位：百万円

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE	△NII	△EVE	△NII
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,127	1,760	94	99
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	2,001	1,698		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,127	1,760	94	99
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
8	自己資本の額		4,109		4,104

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	366件	194件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	22.41%	19.87%
保証契約を解除した件数	12件	19件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取り組み

経営支援サービス

当組合では、販路拡大、業務改善、事業承継、経営改善など、中小企業・個人事業主のお客様の経営に関する様々なお悩み事の解決のお手伝いや、経営に関する有益な情報の提供に、本部と各営業店が一体となって取り組んでまいります。

〈当組合の経営支援体制〉

- *平成25年2月に「経営革新等支援機関」の認定を受け、同年6月に中小企業診断士1名を経営支援担当職員として配置。本部と各営業店が一体となりお客様の経営支援に取り組んでおります。
- *平成28年4月より、地域プラットフォーム「彩の国中小企業応援ネットワーク会議」に加入しております。

〈地域と連携した経営支援の取り組み〉

- *地域経済の発展に貢献するため、埼玉県よろず支援拠点や各地域の商工会議所・商工会と連携し、資金繰り改善や各種補助金活用等の経営支援に取り組んでいます。

〈外部機関との業務提携〉

- *令和4年4月現在、以下の外部機関と業務提携を締結し、連携してお客様の支援に取り組んでおります。
 - ・日本政策金融公庫熊谷支店
 - ・埼玉県信用保証協会
 - ・(一社)埼玉県中小企業診断協会
 - ・埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター
 - ・(公財)埼玉県産業振興公社(埼玉県よろず支援拠点)

〈地域密着型金融の取り組み状況〉

	令和3年度 実績
創業・新事業展開に関する支援 (創業期の事業者への融資実績)	16先 (実行総額49百万円)
ビジネスマッチング成約件数	4件 (販売先紹介、店舗用地取得に際する不動産業者紹介など)



▶ 経営支援等に関するご相談受付窓口

お問い合わせ場所	熊谷商工信用組合 本店及び各支店窓口
受付日時	当組合の営業日、営業時間内

本件に関するお問い合わせ先	熊谷商工信用組合 本部(経営支援サービス) 電話番号：フリーダイヤル 0120-583-151 受付日時：当組合営業日 午前9時から午後5時
---------------	--

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お取引のある店舗または下記の窓口にお気軽にお申し出ください。

*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先	「お取引先店舗」又は「本部 事務部」へ 本 部：事務部 住 所：〒360-0042 熊谷市本町二丁目57 電話番号：048-522-0811 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日・祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時
------------	---

なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますので、お申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.kumashin.co.jp/>

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合事務部へご相談ください）。

保険業務に関する苦情は、一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（電話：0570-022808）でも受け付けております。

苦情等のお申し出先	一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内) 電話番号：03-3567-2456 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日・祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時
-----------	---

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえで、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合事務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

- ① 移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停: 東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 電話番号：03-3581-0031 受 付 日：月曜日～金曜日 （祝日および年末年始は除く） 受付時間：午前9時30分～午前12時、 午後1時～午後3時	住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 電話番号：03-3595-8588 受 付 日：月曜日～金曜日 （祝日および年末年始は除く） 受付時間：午前10時～午前12時、 午後1時～午後4時	住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 電話番号：03-3581-2249 受 付 日：月曜日～金曜日 （祝日および年末年始は除く） 受付時間：午前9時30分～午前12時、 午後1時～午後5時

リスク管理

リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化等の進展により、金融業務はますます多様化し、複雑化しており、金融機関経営の抱えるさまざまなリスクも増大し、経営に多大な影響を与えています。そのため、各種リスクを従来以上に的確に把握・分析し管理していく必要性が高まっています。このため、当組合はリスク管理強化を経営の重要課題のひとつとして位置付け、多岐にわたるリスクを総合的に管理するため、リスク管理委員会を設置して、経営全般にわたる諸リスクを把握し、適切なリスク管理を行い、経営の健全性と安定した収益の確保に努めています。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が被るリスクです。

当組合は融資時の審査において融資先の経営状態を把握し、返済財源の確保ならびに資金使途の確認などを確実に行うとともに、特定業種に偏ることなく小口融資を徹底し、積極的に優良保証を活用し、債権保全により、信用リスクの回避に努めることとし、融資実行後においても融資先の定期的なフォローアップを実施しています。

また、組織的には独立性のある審査体制を敷くとともに、各種研修の積極的な受講や職場内外の教育を通じて融資の基本原則を徹底させ、実践的な与信管理についての指導を行うことなどにより、職員一人ひとりにおける審査・管理能力の向上を図り、当組合全体の信用リスク管理におけるレベルアップに努めています。

なお、個別案件ごとの審査とは別に自己責任原則のもと適正な資産の自己査定を実施するとともに、査定内容について厳正なチェックを行った上で査定結果に基づく適正な償却・引当を行い、資産の健全性の確保に努めています。

市場関連リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替など、さまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価格が変動し損失を被るリスクのことです。さらに、それに付随する信用リスク等の関連リスクを加えたのが「市場関連リスク」であり、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクからなります。

流動性リスク管理

流動性リスクは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）からなります。

ALMシステムの導入

当組合は、将来にわたる安定した収益確保のためALMシステム（資産・負債の総合管理）を導入し、リスク管理委員会を随時開催し、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスクの管理、予算と実績の対比、現状分析と収益の見通しを中心に資産・負債・収益の総合管理を行うよう努めています。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、正確かつ効率的な事務処理が信用の原点であると認識し、役職員の事務リスクに対する考え方・意識を高め、正確性の確保に努めています。

具体的には、次の事項を実施しています。

- ①事務処理の基本である規程・要領等の整備を随時行っています。
- ②監査部による実地検査、各営業店における内部検査、事務部による事務指導を通じて不正過誤防止を図り、当組合の社会的地位および信用の向上ならびに事務処理体制の強化に努めています。
- ③徹底したシステム化により、手作業事務を縮減し、事務リスクの軽減を図っています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにはコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

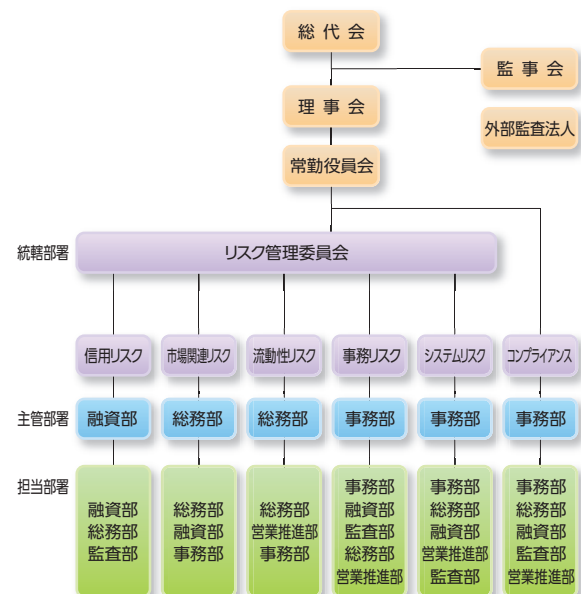
当組合では、信組情報サービス株式会社（SKC）に加盟する共同センター方式を採用しており、SKCとの連絡・協力体制の構築に努め、システムリスク管理の認識の共有化に努めるとともに、システムリスク管理体制を整備して顧客情報等の適切な管理を行っています。

コンプライアンス態勢の確立

以上のほか、当組合の経営・取引等に係る法令、組合内規程等に違反する行為、ならびにその恐れのある行為が発生することで、当組合の信用失墜を招き、当組合が損失を被るリスクがあります。

当組合では、係る事態が発生しないよう、コンプライアンス統括部署としての事務部で、リスクを適切に把握・管理し、コンプライアンス態勢の確立に努めています。

リスク管理体制図



コンプライアンス

コンプライアンス (法令等遵守)

当組合の社会的使命は、地域金融機関として、顧客からの絶大な信頼を得るとともに、良質な金融サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献することにあります。

そのためには、堅実かつ健全な経営姿勢を堅持しなければなりません。

すべての職員が必要な法令・内部規定等を遵守するとともに、組合職員としてふさわしいモラルと規律に基づいた行動をとることが極めて重要であると考えます。

コンプライアンスへの取り組みの必要性

コンプライアンスとは、企業倫理を確立し、法令やルール(内部規程等)を厳正に遵守するとともに、社会規範を全うすることをいいます。

不祥事を起こすと、企業は法令違反に対する直接の制裁を刑事罰、行政罰、民事罰などとして受けるだけでなく、社会やお客様からの信頼を失い、大きなダメージを被ります。したがって、社会からの信頼の確保と確立のため、コンプライアンスに対する取り組みが重視されるのです。

コンプライアンス管理の基本方針

当組合は、地域における協同組織金融機関として、中小零細企業者および勤労者の資金の円滑化、ならびに組合員の方々の経済的地位の向上に貢献することを目的とし、ひいては地域社会の発展のために尽力する使命を負っています。当組合としても、コンプライアンスを組織全体に浸透させ、不祥事の防止を図るとともに、反社会的勢力の排除に向けての取り組みをより強化する必要があります。

当組合のコンプライアンスへの取り組みの基本方針は、次の通りです。

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

- (1)当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小零細企業者および勤労者の金融の円滑化に努めます。
- (2)当組合は、常にお客様と組合員の方々へのサービスの向上に努めることにより、地域の中小零細企業者および勤労者の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。

2. 信頼の確保

- (1)当組合は、常に各種法令・規則を遵守し、その精神を尊重します。
- (2)当組合は、誠実・公正な行動により、社会・顧客からの信頼の確保に努めます。

3. 経営の透明性の確保

当組合は、常に組合員のみならず、地域社会、ならびに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。

4. 反社会的勢力との対決

当組合は、反社会的勢力の介入に対して、断固として立ち向かい、これを排除します。

取引時確認(本人確認)等

平成20年3月1日に施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」が改正され、平成25年4月1日から完全施行されました。

この法律の目的は、「犯罪による収益の移転防止を図り、テロに対する資金供与の防止を確保することによって、国民生活の安全と平穏を確保し、経済活動の健全な発展に寄与すること」とされ、第4条では特定事業者(金融機関等)は公的証明書により顧客の本人特定事項(顧客が自然人である場合は、当該自然人の氏名、住居及び生年月日、顧客が法人である場合は、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地)を確認することに加え、取引を行う目的、当該顧客が自然人である場合にあっては、職業、法人である場合にあっては、事業の内容、及び実質的支配者を確認することが義務付けられました。

さらに、マネー・ロンダリング対策強化のため、平成28年10月1日より、改正犯罪収益移転防止法が施行され、取引時の確認方法が強化されました。具体的には、①顔写真の無い本人確認書類の場合には、別の本人確認書類の提示や郵送等での確認が必要となり、②法人を代表して取引を行う担当者に対する権限の確認方法として、社員証は使えなくなり、委任状等での確認が必要となりました。また、③法人の実質的支配者に該当する自然人を特定し、その方の本人特定事項の申告をすることが求められ、④外国政府等において重要な公的地位にある方等(外国人PEPs)については、厳格な確認の対象となりました。

加えて、経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準(CRS)」に従って、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。具体的には、平成29年1月1日以後、新たに金融機関等に口座開設等を行う者は、金融機関等へ居住地国名等を記載した届出書の提出が必要となりました。